

写

令和 7 年 8 月 26 日

宮 城 労 働 局 長  
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会  
会 長 熊谷 真宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 8 月 26 日付けで貴職から、令和 7 年 8 月 8 日付け宮城県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する宮城県労働組合総連合及び宮城全労協からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 8 日付け答申どおり決定することが適当である。